

「指定短期入所生活介護（ショートステイ）」利用契約書

<令和6年9月1日現在>

◆◆目次◆◆

第1条（目的）	第13条（費用）
第2条（契約期間）	第14条（利用者負担額の滞納）
第3条（契約期間と利用期間）	第15条（秘密保持）
第4条（運営規程の概要）	第16条（契約者の解除権）
第5条（短期入所生活介護計画の作成・変更）	第17条（事業者の解除権）
第6条（短期入所生活介護サービスの内容及びその提供）	第18条（契約の終了）
第7条（短期入所生活介護サービスの利用）	第19条（契約終了後の退所と清算）
第8条（身体的拘束その他の行動制限）	第20条（緊急時の対応）
第9条（利用者の施設利用上の注意義務等）	第21条（損害賠償）
第10条（協力義務）	第22条（利用者代理人）
第11条（苦情対応）	第23条（協議事項）
第12条（健康管理）	

_____（以下「契約者」という。）と 社会福祉法人 清風会（以下「事業者」という。）は、契約者がヴェルデの森 ショートステイ（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護サービスを提供し、契約者の心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- 2 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、契約者の要介護状態区分及び契約者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

- 第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに契約者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（契約期間と利用期間）

- 第3条 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

（運営規程の概要）

- 第4条 事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（短期入所生活介護計画の作成・変更）

- 第5条 事業者は、契約者が相当期間以上継続して入所する場合には、契約者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、サービス提供の開始前から終了後までの契約者が利用するサービスの継続性に配慮して、速やかに短期入所生活介護計画を作成します。

- 2 短期入所生活介護計画には、事業所で提供するサービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する短期入所生活介護サービスの目的に従い、短期入所生活介護計画の変更を行います。
 - 一 契約者の心身の状況等の変化により、当該短期入所生活介護計画を変更する必要がある場合
 - 二 契約者が短期入所生活介護計画の変更を希望する場合
- 5 事業者は、前項に定める短期入所生活介護計画の変更を行う際には、契約者及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

(短期入所生活介護サービスの内容及びその提供)

第6条 事業者は、前条により作成された短期入所生活介護計画に基づき、契約者に対し短期入所生活介護サービスを提供します。ただし、短期入所生活介護計画を作成する必要がある場合は、事業者は、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 事業者は、契約者の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。
- 3 契約者及びその後見人（後見人がいない場合は、契約者の家族）は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

(短期入所生活介護サービスの利用)

第7条 契約者は、事業者が提供する短期入所生活介護サービスの利用にあたっては、原則として契約者が利用する居宅介護支援事業所を通して、事業者に対して利用する期間を明示して申し込みます。

- 2 前項の申し込みに対して、事業者は正当な理由がない限り、契約者の利用を拒めません。
- 3 事業者は、自ら適切な短期入所生活介護サービスを提供することが困難な場合は、契約者の利用する居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じます。

(身体的拘束その他の行動制限)

第8条 事業者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限しません。

2 事業者が契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限する場合は、契約者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、契約者の後見人又は契約者の家族に対し、契約者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3 事業者が契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限した場合には、第6条第2項の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。

- 一 契約者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- 二 前項に基づく契約者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- 三 前項に基づく契約者の後見人又は契約者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第9条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 契約者は、契約者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者およびその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(協力義務)

第10条 契約者は、事業者が契約者のため短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第11条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した短期入所生活介護サービスについて契約者、契約者の後見人又は契約者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 事業者は、契約者、契約者の後見人又は契約者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。

(健康管理)

第12条 事業者は、配置の医師及び看護職員に常に契約者の健康状態に注意させ、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるよう誠意を持って指導します。

2 事業者は、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、契約者の主治医又は別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に速やかに連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第13条 事業者が提供する短期入所生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 契約者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。

3 事業者は、提供する短期入所生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、契約者の同意を得ます。

4 事業者は、契約者が正当な理由もなく短期入所生活介護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。

5 事業者は、短期入所生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに契約者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

6 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

第14条 契約者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担額を滞納した場合において、事業者が契約者に対して2週間以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、事業者は全額の支払いがあるまでの次回の利用をお断りすることがあります。

(秘密保持)

第15条 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た契約者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議等において、契約者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、契約者及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(契約者の解除権)

第16条 契約者は、現に短期入所生活介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

2 契約者は、現に短期入所生活介護サービスを利用中であっても、事業者が債務不履行、不法行為の事由がある場合、即時にこの契約を解除することができます。

(事業者の解除権)

第17条 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合は、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

一 第14条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。

二 契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

三 契約者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

2 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除することができます。

一 契約者が伝染性疾患により他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。

二 契約者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

3 事業者は、前二項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって契約者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第18条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一 契約者が、要介護（支援）認定を受けられなかったとき

二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに契約者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

三 第16条に基づき、契約者が契約を解除したとき

四 第17条に基づき、事業者が契約を解除したとき

五 契約者が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき

六 契約者が、死亡したとき

(契約終了後の退所と清算)

第19条 契約者は、この契約終了後、ただちに事業所を退所します。

2 本契約が終了する場合において、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室

を明け渡すものとしします。

- 3 契約者は、契約終了日以降において居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとしします。
- 4 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について事業者がすでに受領している利用料があるときは、事業者は契約者に対し相当額を返還します。

（緊急時の対応）

第20条 事業者は、契約者が入所中に契約者の容態が急変した場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医又は事業所の協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

（損害賠償）

- 第21条 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに契約者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により契約者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。
 - 3 前項の場合において、当該事故発生につき契約者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。
 - 4 事業者は、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - 一 契約者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

（利用者代理人）

- 第22条 契約者は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 契約者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとしします。

（協議事項）

- 第23条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、契約者事業者の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、契約者、事業者各が記名捺印のうえ、1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

契約者	住 所	
	氏 名	印

代理人（選任した場合）	住 所	
	氏 名	印

事業者	住 所	横浜市青葉区寺家町548-2
	事業者	社会福祉法人 清風会 特別養護老人ホーム ヴェルデの森
	代表者	施設長 松村 大輔 印